

1 関連事業等について

(1) 委託事業・補助金・貸付金・分担金

＜見直し方針＞

委託事業（49事業）
・事業ごとに廃止、整理統合、全市展開の方
向を決めスケジュールを明確にして実行する

補助金・分担金（30事業）
・廃止するものや経費分担を整理するものに
ついては、スケジュールを明確にして実行
する
・全てについて、本市の補助金見直しの中
で検討し、積算内訳について情報公開する

貸付金（6事業）
・回収や債権処理について、スケジュールを
明確に 実行する
・奨学金については一括処理に向けた債権
放棄等を行なうための課題整理をおこなう

＜見直し事業＞

1 地域内管理施設
・条例廃止予定施設（2事業）
（地域老人福祉センター、青少年会館）

2 19年度当初までに見直す事業
（1）廃止する事業（26事業）
・委託事業（人権文化センター（IT）講習等）
・補助金（大阪地域医療ケア研究大会補助等）
（2）整理・統合する事業（5事業）
（地域生活支援事業等）

3 職員の見直し
学校（管理作業員・給食調理員）
18年度末 32名 19年度末 32名
保育所（保育士）
18年度末 78名

＜暫定措置・19年度以降に見直しを行う事業＞

1 暫定措置
もと地域老人福祉センター暫定管理
もと青少年会館暫定管理

2 19年度以降に見直しを行う事業
（1）補助金・分担金
本市全体の方針に沿い21年度までに見
直し（化製場集約化対策事業補助金等）
（2）委託料
19年度中に見直し（工場アパート等）
（3）貸付金
返還金の回収と債権処理を検討
奨学金は、一括処理に向けた債権放棄
等を行うための課題整理を行う
（4）地域内指定管理施設
人権文化センター、障害者会館
（5）市人権協会職員の雇用問題
事業での暫定雇用など雇用への配慮を
行うとともに、再就職ステップアップ制度
を支援するなど再就職への誘導を図る

(2) 未利用地・建物等の使用

＜見直し方針＞

引続き活用を図っていくもの（92件）
・19年度以降、他の同種の利用条件との
均衡を図るよう着実に対応していく

明渡しや原状回復等を求めるもの
（46件）
・18年度末を目途とし速やかに対応する

(3) 特別な優遇措置等

＜見直し方針＞

是正の内容とスケジュールを明確にし
実行する（19事項）

＜見直し状況＞

既に他の同種の利用条件との均衡
が図れたもの（18件 [平成19年1月末現在]）
・引き続き方針に沿って検討・実施に努め
ている

既に明渡し等が完了したもの
（18件 [平成19年1月末現在]）
・18年度末を目途に取り組みを進めている

＜見直し状況＞

廃止する優遇措置等（17事項）
方針どおり見直しを行うもの（2事項）

2 政策的な課題の解消について（9項目）

	項 目	方 針	取り組み状況および今後の方向
1	学校における職員配置の適正化	全市的な基準を超える管理作業員10名、給食調理員の54名については、19年度末までに配置を見直す。並行して、引き続き管理作業員の総数の縮減に努める。 施設・設備に対応するための給食調理員の加配42名については、18年度中に配置基準の見直しを行い、21年度末までに配置の適正化を図る。並行して、引き続き給食調理員の総数の縮減に努める。 18年度末までに中学生の昼食の考え方をまとめる。	○18年度末に管理作業員・給食調理員の半数（32名）の配置を見直し、19年度末に残り半数（32名）の配置を見直す。 ○18年度中に施設・設備に対応するための給食調理員の配置基準の見直しを行う。 ○18年12月に昼食事業試行校2校、弁当販売校3校の全生徒、保護者を対象にアンケート調査を実施しており、校長及び業者に対するヒアリング結果を含め、中間集約を取りまとめる。 ○19年2月に中学校給食実施12校の校長ヒアリング等を行い、家庭弁当の不持参状況等について市内中学校にアンケート調査を行う。「昼食のあり方研究会」で議論を重ね、18年度末までに考え方をまとめる。
2	青少年会館の管理運営業務	18年度末をもって条例廃止する。「相談と居場所づくり等3事業」については「こども青少年局」所管事業として全市展開する。その他の事業は廃止する。	○18年度末で条例廃止する。 ○19年度は暫定期間とし、引き続き体育館等を市民グループ等の利用に供するとともに、会議室等についても、貸し出しと本市事業での利用を行い、幅広い活用を図る。 ○19年度より「相談と居場所づくり等3事業」は全市展開し、その他の事業は廃止する。 ○20年度以降については、19年度中に適切な管理方法を検討する。
3	保育所における職員配置	人権保育事業などを担当する専任保育士は、18年度末をもって廃止する。	○18年度末で廃止する。
4	地域老人福祉センター管理運営	公の施設としては廃止し、高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく広く市民が利用できるよう多機能・多目的な利用形態等について検討を行う。	○18年度末で条例施設としては廃止する。 ○19年度は利用者の積極的な運営への参加に向けた誘導を行って円滑な移行を図り、高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供する。 ○20年度以降に向けて施設の効率的・効果的な活用を図るため、地域福祉活動の拠点としての活用や地域ニーズに合った自主的活用など、利用しやすく幅広い活動を行うための多機能・多目的な活用を19年度中に検討する。
5	障害者会館管理委託	公募指定管理もしくは民間法人移管について検討し、18年度中に今後の方針について明らかにする。	○18年12月に障害者会館のあり方を検討する場を設置し、事業の検証・検討を進めており、18年度中に方針を出す。
6	ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大	募集対象区域を市域全体に拡大することとし、また、名称についても廃止し、19年度から啓発を図りながら実施する。18年度は準備期間とし、従来方式での募集は行わない。	○19年度より募集対象区域を市域全体に拡大し、ふれあい人権住宅の名称を廃止し、啓発を図りながら募集を実施する具体的内容を検討中。
7	未利用地等の管理および駐車場の管理運営	大阪市人権協会に委託している未利用地等は、今後策定する全市的な方針に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていくこととし、暫定措置として引き続き人権協会への委託を継続する。駐車場の管理についても、今後示す予定の全市的な管理運営の方向性に基づいて見直しを行う。住宅付帯駐車場の使用料金は19年度には他の市営住宅付帯駐車場と同額にする。管理経費の透明性を確保するとともに効率的な運営を図り、市への納付金の増額を図る。	○現在策定作業が進められている全市的な未利用地等の活用・処分の方針に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていく。それまでは暫定措置として引き続き人権協会に委託を継続する。 ○住宅付帯駐車場および高架下を活用した駐車場の管理については、全市的な市有地を利用した駐車場の今後の方向性に基づき見直す。 ○17年度より市営住宅付帯駐車場の料金改定に着手しており、19年度中に完了する。 ○18年度から、管理経費を大幅削減し、市営住宅付帯駐車場の料金改定とあわせて市への納付金の増額に取り組んでいる。
8	人権文化センター	東淀川区内の3館については、統合の方向で検討を進め、19年秋頃までに結論を出す。 22年度からの次期指定管理期間に向けて、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で検討を進め、20年度末を目途に結論を出す。	○19年度において、引き続き派遣職員を引きあげる。 ○19年秋頃までに、東淀川区内の3館について、統合の方向で検討を進め、結論を出す。 ○20年度末を目途に次期指定管理期間に向けて、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で検討を進め、結論を出す。
9	大阪市人権協会等の職員の雇用問題	プロジェクト委員会から指摘されている事項について配慮するとともに、当該団体と協議して進める。	○本市の派遣職員の引き上げに伴う充当雇用など、期間を限定して雇用への配慮を行うとともに、再就職ステップアップ制度を支援するなど再就職への誘導を図る。

※見直し方針：地対財特法期限後の関連事業等の総点検調査結果に基づく事業等の見直し等について（方針）（平成18年11月29日）